2021年1月28日薬事・食品衛生審議会副作用・感染症被害判定第二部会 議事要旨 医薬・生活衛生局

〇日時:令和3年1月28日(木) (Web 開催)

## ○議事

- ○副作用被害判定について
  - 1. 請求等の内訳

新規156件継続4件現況9件

2. 判定結果

支給決定することが適当であると考えられるもの

162件

内訳

(1)請求どおり支給決定することが適当である

65件

(2)請求期間の一部について支給決定することが適当である

97件

((3)と4件重複)

(3)請求内容の一部について支給決定することが適当である

4件

((2)と4件重複)

不支給決定することが適当であると考えられるもの

7件

## 3. 主な意見

(1) 請求期間の一部について支給決定することが適当である 一部の期間に行われた医療については、入院を要すると認められる 場合に必要な程度の医療に該当しない、又は副作用とは別の症状に 対する医療に該当するため不支給とすることが適当である。

97件

- (2) 請求内容の一部について支給決定することが適当である
  - ① 判定不能のため、不支給とすることが適当である。

3件

② 医薬品の使用が適正であったと認められないため、不支給とすることが適当である。

1件

(3) 不支給決定することが適当であると考えられるもの

① 疾病、障害又は死亡が医薬品の副作用により発現したと認められ	
ないため、不支給とすることが適当である。	3件
② 判定不能のため、不支給とすることが適当である。	2件
③ 機構法第4条第6項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する	
医薬品が使用されており、不支給とすることが適当である。	1件
④ 障害の程度が政令で定める障害等級に該当しないため、不支給と	
することが適当である。	1件
※保留 0件	
再審議することが適当であると考えられるもの	0件